

集団疎開



新型コロナウイルスの影響で息子の幼稚園が自由登園となったため、妻が子ども達を連れて実家に帰省してしまいました。

独身状態の生活となり、かなり自由度が増した反面、子ども達と触れ合うことができなくなってしまいとても寂しいです。

夜寝る前にテレビ電話をかけてきてくれたり、妻が子どもの写メを送ってくれたりするので、ある程度は寂しさをまぎらわすことができますが、プニプニほっぺを触ったり、頭をなでなでしたり、高い高いをしたり、肩車をしたり、その他諸々ができず…やっぱり触れ合っただけだと思いました。

一刻も早く新型コロナウイルスが収束してくれることを祈っています。

アナログな裁判所

裁判所との間で書面をやりとりする際、書面を郵送するかFAXする方法が採られています。

メールやウェブ上で送受信できるようになればリモートワークが可能となりますが、残念ながら裁判所ではまだIT革命が起きていません。

外出自粛要請が出ている状況においても職場にこないと仕事ができないのは裁判所がかなり足を引っ張っているのです。

売掛金等の差押え

貸金返還請求や未払給与請求などといった金を払えという類型の訴訟で原告側が勝訴判決を得ると、被告の財産を差し押さえる権利を取得します。もちろん、被告が「参りました！」と行って任意に支払いをしてくれば差押えをする必要はありません。

被告が敗訴したにも関わらず任意に支払いをしない場合には、差押えを検討しなければなりません。比較的差押えが容易なものとしては、預貯金、給与の差押えがあります。また、被告が抵当権のついていない不動産を所有している場合には、申立費用はかかっていますが不動産を差押えて競売にかけることもできます。

これらの財産がない場合、被告が第三者に対して有する売掛金等を差し押さえることも可能です。もっとも、第三者に対する債権の内容を特定することは難しく、申立後に裁判所から「もう少し債権の内容を具体的にしてほしい」と要請されてしまうことも少なくありません。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL <http://mo-law.net/>

営業時間：9:00～18:00（平日）

土・日・祝日相談可能（要相談）

弁護士紹介

大関 太朗

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録（登録番号：35538）

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設